



第 22 号 (通巻第 716 号)
制作・発行
大分県商工労働部労政福祉課

～WLBは個人に変化、WLBは会社にプラス～
ワーク・ライフ・バランスを推進しよう!

ワーク・ライフ・バランスセミナーを開催

10月29日(月)、大分県、大分市主催による「ワーク・ライフ・バランスセミナー」を開催しました。セミナーには、県内企業の経営者や労務管理担当者をはじめ、労働組合や各種団体などから約270名の方に参加いただきました。セミナーでは、第1部に「個人も組織も成長するワーク・ライフ・バランス」をテーマに、株式会社東レ経営研究所特別顧問の佐々木常夫氏による講演を行いました。また、第2部では「女性の参画が社会を変える!～企業における女性活用のメリット～」をテーマにパネルディスカッションを行いました。

講演内容の概要は次ページに掲載しています。



自身の経験談を語る佐々木常夫氏



熱心に講演を聴く参加者の皆さん

【佐々木常夫氏 プロフィール】
1944年(昭和19年)秋田市生まれ。6歳で父を亡くし4人兄弟の次男として母の手ひとつで育つ。1969年、東大経済学部卒業、同年東レ入社。自閉症の長男に続き、年子の次男、年子の長女が誕生。肝臓病とうつ病に罹った妻が43回もの入院と3度の自殺未遂を起こす。
2003年より東レ経営研究所社長となる。数々の企業や事業の再構築を成し遂げ、3代の社長に仕えた経験から独特の経営観を持ち、現在経営者育成のプログラムなどの講師を務める。社外業務としては内閣府男女共同参画会議議員。2010年、現職。

(P2に続く)

<h2 style="text-align: center;">目次</h2>	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働管理アドバイス P3 ● 平成24年度永年勤続功労者顕彰式 P4 ● 主要労働経済指標 P5 ● 平成24年度地域労働講座を開催 P6 ● 労委だより P6 ● 県内の動き P7 ● 各種お知らせ P8
<ul style="list-style-type: none"> ◆ インタビューこの人にききました (P4) 介護保険総合ケアセンター いずみの園 総務部長 藤本 泰治 さん 	
<ul style="list-style-type: none"> ● ワーク・ライフ・バランスを推進しよう P1～P2 	

📌 (P1から続き)

WLBセミナーの概要

今回のワーク・ライフ・バランスセミナーでは、講師の佐々木常夫氏の経験を踏まえた大変参考になるお話を聴くことができました。講演のポイントについて、一部ですがご紹介いたします。

タイムマネジメントは ビジネスパーソンの基本

1. 計画先行・戦略的仕事術

スケジュール化の癖をつける、スケジュール表で時間を「見る」、最初に全体構想を描く、自分へのアポイントを入れる、部下力の強化（コミュニケーション）

2. 時間節約・効率的仕事術

プアなイノベーションより優れたイミテーション、仕事は発生したその場で片付ける、口頭より文書が時間節約、e-メールは正確・簡潔に

3. 時間増大・広角的仕事術

パレートの法則～捨てる仕事を決める～拙速を旨とせよ、上司との付き合い方は最重要課題、会議は最小限にミーティングは頻繁に、隙間時間の活用～いつも身近に仕事のファ

イルを持つ

WLBの効果

- 経営環境の変化に対応
- WLBは個人に変化～心身ともに健康～自分時間の創出～家族とコミュニティ
- WLBは会社にプラス～生産性向上～社員のモチベーションの向上～優秀人材の確保
- 「ワーク・ライフ・バランス」ではなく「ワーク・ライフ・マネジメント」

経営戦略としてのダイバーシティ

- ダイバーシティとは多様性の受容
社員の多様性を尊重し一人ひとりの能力と意欲を高めそれを最大限に活かし組織を活性化させる
- 女性活躍推進
能力が高い女性を活かす～ダイバーシティ効果
- ワークライフバランスとは
ダイバーシティの中で働き方につき多様なニーズに合った働き方を推進すること
- ダイバーシティの前提
個人として自分のブランドを確立すること～自分はどんな人間なのか

～自己の人生観、仕事のやり方、リーダーシップの確立

パネルディスカッション

セミナーの第2部では、パネリストに社会福祉法人太陽の家施設長の宮原実乃さん、(株)NTS通信サービス移動体事業部課長の安部華織さん、藤丸建設(有)宅地建物取引主任者の藤丸裕子さん、コーディネーターにフリーアナウンサーの松本久美子さんを迎え「女性の参画が社会を変える!～企業における女性活用のメリット～」をテーマにパネルディスカッションを行いました。

いずれの事業所でも、育児関係の各種制度の整備や管理職への登用など、女性のキャリアアップに積極的に取り組んでおり、現場での苦労話や、ユニークな話を交えながらのディスカッションとなりました。



📌 WLBセミナーの第2部で行われたパネルディスカッション

次世代育成支援対策推進法に基づく

「一般事業主行動計画」を策定された企業のみならず

計画が
終了したら

次世代認定マーク(くるみん)を取得しましょう!!!

一般事業主行動計画の計画期間(2年～5年)を終了し、その行動計画に定めた目標を達成するなど一定の基準を満たした企業は、労働局に申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

○認定を受けた企業は・・・

次世代認定マークを自社の商品や名刺、ハローワークの求人票等につけることにより、「次世代育成支援に積極的に取り組んでいる企業」であることが対外的にアピールでき、企業のイメージアップにつながります。

*効果の例

- ・学生から採用に関する問い合わせが増えた!
- ・知名度があがった!(封筒等にくるみんマークを印刷してPR.)
- ・仕事が増えた!(認定について他企業から問い合わせがあり、新しい交流が生まれた)



厚生労働省大分労働局雇用均等室 (097-532-4025)

～ 認定に関するご相談に応じています。お気軽にお問い合わせください ～



【執筆】

社会保険労務士

二村 織江

社会保険労務士事務所
アペイユ

10月29日に行われた大分県・大分市主催のワーク・ライフ・バランスセミナーでは、(株)東レ経営研究所特別顧問の佐々木常夫氏より、「ワーク・ライフ・バランスを実現する仕事術」としてご自身が実践してこられた具体的な仕事効率化の手法などについてお話をお聴きすることが出来ました。昨年ご講演頂いた(株)ワーク・ライフ・バランスの小室淑恵氏との共通点として感じたのは、本来の能力の高さ以外に、お二人には仕事を効率化しなければならない切迫した理由があったということです。

ワーク・ライフ・バランス推進の目的として、少子化、労働力人口の減少という「社会的必要性（社会性）」はもちろん、企業にとっては仕事の効率化等によって労働者のメンタルヘルス問題や高齢化に伴う介護、健康等の課題に柔軟に対応できるようになるという「リスク管理」があげられます。従って、それらに対応していくこともワーク・ライフ・バランスにつながると言えます。

今回は、高齢化の側面から労務管理のポイントについてお伝えしていきます。

年金支給開始年齢の引き上げと高齢者雇用安定法

制度発足当初55歳だった厚生年金の支給開始年齢は、定額部分から報酬比例部分と65歳に向けて徐々に引き上げられており、来年度平成25年（昭和28年4月2日生の男性）からはついに61歳となります（女性は5年遅れ）。

それを受け、今年8月に「高年

労務管理アドバイス

大分県社会保険労務士会

～ワーク・ライフ・バランスと高齢化に対応する労務管理について～

「高齢者雇用安定法」が改正されました。これまでは、平成16年改正で65歳未満の定年を定めている事業所について、労使協定により基準を定めた場合は希望者全員を65歳までの継続雇用の対象としないことが認められていました。

今回の改正により、平成25年4月1日からはその仕組みが廃止され、原則として希望者全員を65歳まで継続雇用の対象とすることが必要となり（但し、経過措置あり）、それに伴い就業規則等の見直しも必要となる点に留意が必要です。更に、60歳を超えても安心して働き続けられることの出来る労務管理が重要となります。

健康管理

働けるうちはいつまでも働き続けたいという高齢者の就業意欲の高まりや高年齢者雇用安定法の改正を受け、労務管理上気をつけるべき点として労働者の健康管理があげられます。

脳・心臓疾患の労災補償状況をみると、平成16年の高年齢者雇用安定法改正以降、60歳以上の労災認定件数が増加傾向にあります。脳・血管疾患による労災認定件数の割合は、時間外労働時間数が1か月平均80時間以上で急激に増加します。

適切な労働時間管理に加えて、特に高年齢の労働者については血圧や心臓など健康に十分留意する必要性が高まっています。

介護

日本の平均寿命（平成22年）は、男性79.64歳、女性86.39歳となっており、大幅な年金制度改革が行われた昭和60年と比較すると男女ともに5歳ほど伸びて

います。また、要介護者の年齢構成は、70歳以降で急激に高まります（国民生活基礎調査より）。

今後、団塊の世代（1947～1949年生まれ）の方が2017年から70歳を迎えられます。佐々木先生のセミナーでも介護する人の急激な増加について話がありましたが、介護する労働者の増加に伴い企業は柔軟な働き方への対応が求められるようになります。



平成19年にワーク・ライフ・バランス憲章が策定されて5年が経過しました。しかし、多くの企業では「ワーク・ライフ・バランスはまだまだその言葉以上に具体的に浸透していない」というのが現状ではないでしょうか。以前、「企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進＝誰もが安心して働き続けることができる職場環境の実現」と書きましたが、企業がその必要性を実感出来ないことが浸透していない最大の理由ではないかと思えます。また、ワーク・ライフ・バランスは、人や企業それぞれの生き方、あり方そのものであるのに対し、自分自身のワーク・ライフ・バランスについて真剣に考えたことがないからではないかとも感じています。

しかし、今の少子高齢化社会において将来に思いを馳せると、継続的な啓蒙活動など取組みはやはり必要です。私たち1人1人も来年に向けて少しずつでも出来ることを考え、1つ1つ実現していくことが大切だと思います。



インタビュー この人にききました

介護保険総合ケアセンター

いずみの園

総務部長 藤本 泰治 さん

中津市永添 2 7 4 4

<http://www.izuminosono.jp/>



ワーク・ライフ・バランスを積極的に推進

介護保険総合ケアセンターいずみの園は、特別養護老人ホームやグループホーム、ケアマンションなどを運営する、職員349名（男性77名、女性242名）の事業所です。「職員を大切に、働きやすい職場づくり」を理念にワーク・ライフ・バランスの推進に取り組み、職員の離職率は7~8%と、全国平均で約20%と言われる福祉業界の離職率を大きく下回っています。

今回の「インタビューこの人にききました」では、総務部長の藤本泰治さんにお話をお聞きしました。

今年4月に事業所内保育施設を開設

いずみの園では、これまで女性職員が結婚、出産を機に退職することが多く「経験を積んだ職員が辞めちゃうと、その代わりとなる人材の確保が難しい。働きやすい職場として選択してもらえるように」との思いから、今年4月に事業所内保育施設を開設しました。

職員からも「育休から復職するときに子どもを預ける場所の心配をしなくて良い」「子どもが近くにいる安心」と好評ようですが、藤本総務部長は「保育施設の運営は始めたばかり。今後も職員のニーズを踏まえた運営を検討していきたい」と考えているそうです。

さらなる働きやすい職場づくりへ

ワーク・ライフ・バランスの推進にあたって、今後は5日間のリフレッシュ休暇の活用を検討しているようです。年休取得率がなかなか向上しない中で「仕事はみんなでもカバーする、率先して上司が取得する」といった意識改革を図るほか、「旅行や自主学習など休暇期間の有効活用のヒントを会社が提案できれば」との考えもあるようです。

いずみの園では、現在「子どもの参観日」を設けて、お父さん、お母さんの働く姿の見学や仕事体験を行っています。今後どのような取り組みを行っていくのか、注目していきたいと思えます。



↑ いずみの園の敷地内に開設された保育施設

～参考までに・・・～

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

厚生労働省は、平成24年4月17日以降、上記助成金について、新たな設置・増築費の認定申請の受付を停止していましたが、仕事と子育ての両立支援に必要なことから、受付を10月31日から再開しました。今回の再開は、平成25年度以降の支給要件見直しの内容を一部前倒ししての再開となります。下記URLから詳細をご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/

平成24年度 永年勤続功労者顕彰式

11月21日(水)、平成24年度大分県永年勤続功労者顕彰式を大分県庁で行いました。この顕彰は30年以上にわたって職務に精励し、勤務成績が優良で他の模範となる方を対象とするもので、本年度は20名の方が受賞しました。顕彰式では、受賞者を代表して野田ユキエさん(有限会社大装木材商事)が「身に余る栄誉ある賞をいただいた。今日の感激を忘れず、皆様の期待に添うよう、より一層精励したい」と挨拶されました。

今回、受賞された皆さんは次の

とおりです。(順不同、敬称略)

▼藤田久美子(今日新聞社)、▼手島俊一(つるみ観光株式会社)、▼原田貞男(鬼塚電気工事株式会社)、▼野田ユキエ(有限会社大装木材商事)、▼和田一久(西産工業株式会社)、▼廣瀬隆巳(日伸テクノ株式会社)、▼磯崎達生(協栄工業株式会社)、▼清田八吉(鬼塚電気工事株式会社)、▼高司憲治(有限会社上杉建材店)、▼鶴原信尚(谷川建設工業株式会社)、▼阿部源光(大電工業株式会社)、▼武石和徳(株式会社伊東組)、▼江藤幸二(株式会社河野組)、▼田中祐二

(中央発条工業株式会社)、▼大倉昌子(株式会社山国商会)、▼安倍晴世(株式会社オオタニ)、▼松本修二(株式会社メタリックスジャパン)、▼久保幸美(池田産業株式会社)、▼大山憲治(株式会社共新電機)、▼小川あけみ(株式会社西野物産)



↑ 永年勤続功労者顕彰受賞者の皆さん

主 要 労 働 経 済 指 標

項目 年月	賃 金 の 動 き						労 働 時 間 の 動 き					
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間 (時間)		所定内労働時間 (時間)		所定外労働時間 (時間)	
	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分県
21年 平均	355,223	302,082	288,478	249,729	66,745	52,353	147.3	155.0	136.4	143.3	10.9	11.7
22年 平均	360,276	305,313	291,210	252,618	69,066	52,695	149.8	160.3	137.8	146.4	12.0	13.9
23年 平均	362,223	303,257	291,784	250,496	70,440	52,762	149.0	157.3	137.1	144.0	11.9	13.3
8月	300,727	259,813	290,415	252,019	10,312	7,794	148.4	157.3	137.0	144.4	11.4	12.9
9月	297,953	252,055	292,215	251,492	5,738	563	150.4	157.4	138.5	144.0	11.9	13.4
10月	300,876	256,788	293,888	250,855	6,988	5,933	150.0	158.3	137.7	145.0	12.3	13.3
11月	314,536	272,240	293,350	251,303	21,186	20,937	152.1	156.7	139.8	143.9	12.3	12.8
12月	668,705	544,475	293,666	253,135	375,039	291,340	150.1	157.4	137.4	144.2	12.7	13.2
24年 1月	296,910	258,150	287,575	247,217	9,335	10,933	140.9	152.2	128.9	138.5	12.0	13.7
2月	293,562	261,291	290,320	260,661	3,242	630	151.4	153.4	139.1	142.3	12.3	11.1
3月	310,553	289,196	292,487	257,907	18,066	31,289	152.6	155.8	139.8	144.3	12.8	11.5
4月	302,938	257,924	293,019	255,688	9,919	2,236	153.6	158.3	140.9	147.9	12.7	10.4
5月	297,556	273,772	289,048	253,123	8,508	20,649	148.3	152.7	136.2	142.6	12.1	10.1
6月	523,271	420,203	290,433	253,153	232,838	167,050	154.9	159.0	142.9	148.4	12.0	10.6
7月	408,922	339,023	289,540	253,128	119,382	85,895	153.2	159.9	141.2	149.2	12.0	10.7
8月	299,197	258,945	288,158	252,630	11,039	6,315	148.4	155.1	136.8	144.8	11.6	10.3
9月	294,154	248,377	288,377	248,377	5,777	5,777	148.1	155.1	136.3	144.8	11.8	10.3
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上) (大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)											

項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く。パート含む)				消費者物価指数 (総合) 17年=100		鉱工業生産指数 (季調済) 17年=100 ※年指数は原指数		1世帯当り(勤労者世帯) 家計消費支出(円) 農林漁家世帯を含む			
	新規求人倍率 (季節調整値)		月間有効求人倍率 (季節調整値)		全 国	大分市	全 国	大分県	全 国	大分市		
	全 国	大分県	全 国	大分県	全 国	大分市	全 国	大分県	全 国	大分市		
21年 平均	0.79	0.81	0.47	0.48	100.3	101.2	81.1	91.7	317,195	263,929		
22年 平均	0.89	0.93	0.52	0.56	99.6	99.8	94.4	98.5	318,315	292,191		
23年 平均	1.06	1.03	0.65	0.66	99.8	100.1	91.3	96.1	308,848	320,368		
7月	1.07	1.01	0.64	0.66	100.0	100.1	93.0	102.1	309,356	312,123		
8月	1.05	1.01	0.66	0.66	100.3	100.4	93.6	101.5	309,078	321,756		
9月	1.11	1.06	0.67	0.64	99.9	99.8	90.5	94.1	298,931	340,009		
10月	1.13	1.07	0.67	0.68	100.0	100.0	92.5	95.8	314,275	331,907		
11月	1.18	1.02	0.69	0.67	99.8	100.3	90.0	90.8	295,066	292,882		
12月	1.22	1.07	0.71	0.66	99.9	100.2	93.4	99.7	351,861	404,002		
24年 1月	1.20	1.20	0.73	0.70	99.6	99.9	95.2	103.0	309,483	307,087		
2月	1.27	1.16	0.75	0.73	99.8	100.2	94.4	95.3	242,949	368,405		
3月	1.19	1.08	0.76	0.71	100.3	100.5	95.6	103.4	329,671	292,276		
4月	1.28	1.12	0.79	0.71	100.4	100.5	95.4	95.6	339,069	376,942		
5月	1.35	1.18	0.81	0.74	100.1	100.5	92.2	89.6	304,653	337,998		
6月	1.32	1.08	0.82	0.73	99.6	99.7	92.6	96.8	292,937	279,091		
7月	1.31	1.20	0.83	0.74	99.3	99.4	91.7	101.3	312,592	322,043		
8月	1.33	1.20	0.83	0.76	99.4	99.9	90.2	98.6	310,643	377,515		
9月	1.24	1.07	0.81	0.74	99.6	99.9	86.5	98.6	299,821	370,918		
資料出所	厚 生 労働省	大 分 労働局	厚 生 労働省	大 分 労働局	総務省統計局 「消費者物価指数」		経済産業省 「鉱工業生 産動向」		県統計調査課 「鉱工業生 産指数月報」		総務省統計局 「家計調査」	

(注) ●*は速報値・空欄は未公表

●一般職業紹介状況の月次は季節調整値(平成20年12月以前の数値は新季節指数により改訂されている。年平均は原数値)

平成24年度 地域労働講座を開催

県労政福祉課は、平成24年度地域労働講座を県内6会場で開催し、延べ276名の方に受講していただきました。



吉岡 尚美 氏

○北部地域労働講座【10月16日(火)】
(県中津総合庁舎3階大会議室)

「これから元気に働くために～職場のメンタルヘルス対策～」をテーマに、NP法人リラクセーション桜理事長の吉岡尚美氏による講演を行いました。

受講者49名。

○南部地域労働講座【10月23日(火)】
(県佐伯総合庁舎4階大会議室)

「パートの労務管理～パートにも適用される関係法令～」をテーマに、特定社会保険労務士の轟憲人氏による講演を行いました。受講者48名。



轟 憲人 氏

○東部地域労働講座【11月1日(木)】
(県日出総合庁舎2階大会議室)



二村 織江 氏

「職場のメンタルヘルス～第1次予防の重要性とセルフケア～」をテーマに、社会保険労務士の二村織江氏による講演を行いました。受講者38名。

○豊肥地域労働講座【11月6日(水)】
(県豊後大野総合庁舎3階大会議室)

「医療・福祉職場の労務管理」をテーマに、弁護士の森脇宏氏による講演を行いました。受講者42名。



森脇 宏 氏



寺崎 直史 氏

○西部地域労働講座【11月9日(金)】
(県日田総合庁舎4階大会議室)

「医療・福祉職場の労務管理」をテーマに、弁護士の寺崎直史氏による講演を行いました。受講者42名。

○中部地域労働講座【11月15日(木)】
(大分市コンパルホール3階305会議室)

「働く人の心の健康づくり」をテーマに、大分県立看護科学大学教授の影山隆之氏による講演を行いました。受講者57名。



影山 隆之 氏

ご講演いただきました講師の皆様、ならびにご参加いただきました受講者の皆様、大変ありがとうございました。県労政福祉課では、今後も企業経営、職場の環境改善等に役立つ講座を企画してまいります。
大分県商工労働部労政福祉課

労委だより

大分県労働委員会事務局

平成24年9月～10月の概況

◎審査事件関係

種別	新規	8月から繰越	終結	11月へ繰越
不当労働行為事件	0	0	0	0
労働組合資格審査	2	0	2	0

◎調整事件関係

種別	新規	8月から繰越	終結	11月へ繰越
あっせん	2	0	1	1
調停	0	0	0	0
仲裁	0	0	0	0

◎個別労働関係紛争関係

種別	新規	8月から繰越	終結	11月へ繰越
あっせん	0	0	0	0

◎会議の開催状況

9月11日第1506回定例総会 10月9日第1508回定例総会
9月25日第1507回定例総会 10月23日第1509回定例総会

『悩まず どんとこい労働相談』実施状況

◎実施期間：10月1日(月)～7日(日) [平日は午後8時まで、土・日は午後5時まで]

◎相談者数

労働者	使用者	合計(人)
31	6	37

◎相談内容

経営・人事	賃金等	労働条件等	その他	合計(件)
16	11	24	26	77
*解雇 9	*賃金未払 7	*労働契約、休日・休暇 10	*団体交渉 5	
*懲戒処分 1	*退職金 1	*その他 14	*パワハラ 6	
*その他 6	*時間外手当 1	*その他 2	*その他 15	

○大分県労働委員会委員について○

平成24年10月19日に、県労働者委員2名が退任し新たに2名の委員を委嘱しました。

区分	氏名	現職	備考
公益委員	麻生 昭一	弁護士	会長
	宇野 稔	大分大学名誉教授	会長代理
	岩尾 允子	元大分県立大分商業高等学校校長	
	佐藤 トモコ	元福岡労働局雇用均等室長	
	須賀 陽二	弁護士	
労働者委員	村田 正利	日本労働組合総連合会大分県連合会会長	幹事
	吐合 史郎	日本郵政グループ労働組合大分連絡協議会議長	
	首藤 浩二	情報産業労働組合連合会大分県協議会議長	新任
	神田 健一	新日鐵住金大分労働組合組合長	新任
	則松 佳子	大分県高等学校教職員組合書記長	
使用者委員	大塚 伸宏	大分県経営者協会専務理事	幹事
	赤松 健一郎	三和酒類株式会社代表取締役会長	
	杉原 正晴	大分交通株式会社代表取締役社長	
	田北 裕之	大分製紙株式会社代表取締役社長	
	馬場 ヒロ子	日本連合警備株式会社代表取締役社長	

大分県労働委員会労働相談ダイヤル

TEL 097-536-3650 ※相談時間は月～金の9時～17時

大分市大手町3丁目1番1号 大分県労働委員会 (県庁舎本館7階)
大分県労働委員会では無料で労働相談を随時受け付けています。

☆ あっせん制度とは ☆ “簡易・迅速・無料”

労働委員会の公益、労働者、使用者の三者で構成されたあっせん員が双方の主張を聞いて歩みよりの解決をお手伝いします。



◆ TOPIX ◆ 県内の動き

第 2 回労働判例研究会

— 大分県経営者協会 —



県経営者協会 第 2 回労働判例研究会

大分県経営者協会は9月27日(木)、大分市トキハ会館で「第2回労働判例研究会」を開催しました。

今回の研究会は「人事異動に伴う賃金減額」をテーマに、弁護士法人アゴラの大呂紗智子弁護士による基礎知識の説明や、原口祥彦弁護士による裁判例の解説が行われたほか、参加者からの質疑・討議を受けながら、研究会に出席した13名の弁護士との討論が行われました。

この研究会は、労働問題の基礎的な知識や事例、判例を弁護士から分かりやすく解説してもらい、対処法などを学んでいくもので、今年度第1回(7月25日)の研究会では「時間外労働と残業代をめぐる問題」をテ

マに開催されました。

第3回(2月20日)の研究会は「メンタルヘルスと雇用管理上の留意点」をテーマに開催する予定です。

第 3 2 回地方委員会

— 連合大分 —

連合大分は10月30日(火)、大分市ソレイユで「第32回地方委員会」を開催しました。

冒頭、村田正利会長が「連合は非正規労働者や年収250万円以下の労働者が増え続けている厳しい状況の中で取り組みを進めてきた。今後も本日の委員会で提起する運動方針を行動化できるようにお願いしたい」と挨拶しました。

委員会では、2013年度の運動方針(案)や会計予算(案)など、提案された議案全てが多数の賛成により承認されました。

2013年度運動方針の概要は次のと



連合大分 第 3 2 回地方委員会



1年の総括と今後の方針を述べる村田正利会長

おりです。

- ①「1000万連合」実現に向けた組織拡大、人材育成の強化、連帯活動の推進による社会的影響力ある労働運動の展開
- ② 非正規労働者の仲間づくりと労働条件底上げに向けた社会運動の展開
- ③ 公正と連帯を基盤とする安心社会の構築に向けた政策・制度の取り組み
- ④ 労働条件の底上げと社会的横断化の促進とディーセント・ワークの実現
- ⑤ 男女平等社会の実現に向けた平等参画の強化
- ⑥ 政策実現に向けた政治活動の強化
- ⑦ 公正なグローバル化を通じた持続可能な社会の実現に向けた国際活動の強化

平成24年度九州ブロック労働相談員経験交流会

10月18日(木)～19日(金)、九州ブロック労働相談員経験交流会が大分県庁で開催されました。

冒頭に「労組法上の労働者性」をテーマに森脇宏弁護士にご講演いただいたほか、各県の労働相談の状況を踏まえて「相談窓口をどう周知しているのか」「きめ細やかな対応のための体制づくりが必要」などの意見交換が行われました。



九州ブロック労働相談員経験交流会

必ずチェック!最低賃金

大分県最低賃金(地域別)

【効力発生日 平成24年10月4日】

1時間 653円

地域別最低賃金は、パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態を問わず、すべての労働者とその使用者に適用されます。

また、産業別最低賃金は、特定の産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます。(18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後6ヶ月未満の技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などは大分県最低賃金の適用を受けず。)

詳しくは、大分労働局労働基準部賃金室 (TEL 097-536-3215)

または、お近くの労働基準監督署へお尋ねください。



産業別最低賃金

【効力発生日 平成24年12月25日】 1時間

鉄鋼業 788円

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 713円

各種商品小売業 691円

非鉄金属製造業 782円

自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業 763円

自動車(新車)小売業 723円

加入していますか？ 労働保険！

労働保険は、労災保険給付や失業給付、各種助成金等の事業を通じて、労働者の福祉の増進等を図ることを目的とした政府管掌の強制保険です。

労働者を 1 人でも雇用している事業主は、個人・法人にかかわらず労働保険に加入する義務があります。

労働時間が短いパートタイマー、契約社員、派遣労働者などでも、
① 1 週間の労働時間が 20 時間以

上、② 31 日以上続けて雇用される見込み、の条件を満たせば雇用保険の加入資格があります。

労働保険の加入手続きについては、最寄りの労働基準監督署、公共職業安定所、大分労働局までお問い合わせください。



大分労働局総務部労働保険徴収室
大分市東春日町 17-20
電話 097-536-7095



承ります！ 出前講座

～出前メニュー～

- 学生を対象とした「働き方のルール」
- 労働者を対象とした「労働法」
- 経営者を対象とした「労務管理」「ワーク・ライフ・バランス」など

～問い合わせ先～

大分県商工労働部 労政福祉課
労働相談・啓発班
TEL 097-506-3354
FAX 097-506-1827

職場や仕事の悩み、トラブルは 大分県労政・相談情報センターの労働相談へ



ご相談・お問い合わせは

労働相談専用電話

フリーダイヤル・・・0120-601-540
携帯・公衆電話用・・・097-532-3040

非正規雇用相談専用ホットライン

専用電話・・・・・・・・・・097-506-3351

大分県労政・相談情報センターでは労働問題全般の相談を受け付けています。労働相談には次の 3 種類があります。各相談とも予約不要、相談無料です。

通常労働相談(随時)

◇ 受付：月曜～金曜の毎日 8 時 30 分～17 時 15 分
(祝日、12/29-1/3 を除く)

◇ 相談方法：来所または電話

◇ 県職員が直接相談を受けますので、秘密厳守です

◇ 場所：大分県庁本館 7F 労政福祉課労働相談室

巡回特別労働相談(無料)

- ◇ 弁護士、社会保険労務士等が相談お受けします
- ◇ 当日来所いただけない人は電話相談もできます

◆ 12 月 19 日(水) 佐伯会場
【場所】大分県佐伯総合庁舎 4 F 会議室

◆ 1 月 29 日(火) 大分会場
【場所】大分文化会館 2 F 第 2 会議室

◇ 受付：両日とも 13 時 15 分～16 時 15 分

労働なんでも相談(無料)

◇ 県職員が相談をお受けします

◆ 11 月 30 日(金)～12 月 1 日(土) 大分会場
【場所】大分市・iichiko 総合文化センター

◇ 受付：11 月 30 日(金) 10 時～17 時
12 月 1 日(土) 8 時～16 時

※両日とも電話受付なし

◆ 12 月 9 日(日) 大分会場
【場所】大分県庁本館 7 F 労政・相談情報センター
◇ 受付：13 時～19 時(電話受付あり)

◆ 1 月 10 日(木) 竹田会場
【場所】大分県竹田総合庁舎 2 1 会議室
◇ 受付：11 時～15 時(電話受付あり)

「労働おいた」へのご意見・ご感想をお寄せください。

大分県商工労働部労政福祉課

〒870-8501 大分市大手町 3-1-1
TEL 097-506-3354 / FAX 097-506-1827
E-mail: a14530@pref.oita.lg.jp



Web労働おいた

http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodo_oita-0000.html

おいたの労働

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/>